

# 社会福祉法人大山福社会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大山福社会（以下「法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき役員及び評議員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 ①この規程で役員とは、定款第15条に基づき置かれる法人の理事及び監事をいう。  
②評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。

## (理事会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次に定める報酬を支払うことができる。  
(1) 役員が理事会に出席 日額 5,000円

## (評議員会への出席報酬)

第4条 役員及び評議員会に出席したときは、次に定める報酬を支払うことができる。  
(1) 評議員が評議員会に出席 日額5,000円  
(2) 理事・監事が評議員会に出席 日額5,000円

## (監事監査の報酬)

第5条 監事が監査の業務にあたった場合は、次に定める報酬を支払うことができる。  
(1) 監事監査 日額5,000円  
(2) 理事が監事監査に出席 日額5,000円

## (報酬等の総額)

第6条 ①評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。  
②この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。  
③この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

## (支給の方法)

第7条 役員及び評議員の報酬は出席の都度現金で支払うものとする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、旅費規定に基づき旅費を支給することができる。

(公表)

第9条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議を得てから改正する。

附則 この規程は、平成28年5月27日より施行する。

附則 この規程は、平成29年6月20日より施行する。  
(平成29年4月1日より適用する。)

附則 この規程は、令和2年12月7日より施行する。  
(平成29年4月1日より適用する。)

附則 この規程は、令和5年9月22日より施行する。  
(令和5年4月1日より適用する。)